

セーフティネット保証における建築関連の指定業種

(指定期間：平成19年10月1日～12月31日)

- 一般土木建築工事業
- 土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）
- 内装工事業
- 銘板・銘木製造業
- 砂・砂利・玉石採取業
- 鉄筋工事業
- 電気通信・信号装置工事業
- 粘土かわら製造業

(指定期間：平成19年11月27日～平成20年3月31日)

- 建築工事業（木造建築工事業を除く。）
- 大工工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る。）
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る。）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る。）
- 建築設計業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）
- 木造建築工事業
- 鉄骨工事業
- 金属製屋根工事業
- 碎石製造業
- 鉄鋼卸売業
- 測量業

(指定期間：平成19年12月18日～平成20年3月31日)

- とび工事業
- 板金工事業
- 金属製建具工事業
- 屋根工事業
- 電気工事業
- 一般製材業
- 床板製造業
- 建築用木製組立材料製造業
- 生コンクリート製造業
- 木材・竹材卸売業
- 左官工事業
- ガラス工事業
- 木製建具工事業
- 防水工事業
- 管工事業（さく井工事業を除く。）
- 単板（ベニヤ板）・合板製造業
- 集成材製造業
- 板ガラス加工業
- 陶磁器製タイル製造業
- 建物売買業

注1) 上記以外の業種の指定状況については、中小企業庁HPを参照してください。

中小企業庁HP「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注2) 業種指定は通常四半期毎。

注3) 産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。